

社会福祉法人東松山市社会福祉協議会ホームページ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会広告掲載要綱（平成21年9月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広告の種類は、バナー広告とし、ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するウェブページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告掲載の要件)

第3条 要綱第3条に規定する広告掲載の要件は、リンク先として広告主より指定されたウェブページの内容についても摘要する。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル × 横150ピクセル
- (2) データ形式 GIF形式又はJPEG方式。ただし、アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可とする。
- (3) データ容量 4キロバイト以下

(広告掲載の位置)

第5条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページで協議会が指定する位置とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として1ヶ月単位とし、連続して掲載できる期間は最長12ヶ月とする。ただし、再掲載は妨げない。

(掲載開始日等)

第7条 原則として、広告掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。

2 掲載は原則として、掲載開始日の午後5時30分までに開始し、掲載終了日の午後5時30分をもって終了する。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者（以下「希望者」とする。）の募集は、協議会の広報及びホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込)

第9条 希望者は、要綱の協議会広告掲載申込書（様式第1号）により、電磁的記録媒体その他協議会の定める方法により広告原稿及び希望者の事業内容等が分かるものを添付して、協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第10条 会長は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、要綱の協議会広告掲載承諾（不承諾）決定書（様式第2号）により、希望者へ通知するものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、1枠につき月額3,000円（税込み）とする。

2 広告主は、会長が指定する期日までに広告掲載料を一括して支払うものとする。

（広告掲載原稿の作成及び提出）

第12条 広告主は、広告原稿（画像データ）を協議会が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容等）

第13条 広告のデザイン及び内容は、ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用するときは、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生するときは広告主の負担とする。

3 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱第3条に規定する要件に該当していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取り下げ）

第14条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、支払い済みの広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

第15条 広告主の責に帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消したときは、支払い済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の支払い済月額額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

（広告掲載料の免除）

第16条 希望者が以下に該当する者の場合は、広告掲載料を協議会が指定した日から12ヶ月の間免除するものとする。

(1) 当該年度の法人会員であり、かつ年額3口（15,000円）以上の会費納入者

(2) 会長が特別の事由により免除が必要と認めた者

（広告掲載期間の延長）

第17条 会長は、広告掲載期間内に、協議会の都合でホームページを一時的に閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（その他）

第18条 この要領に定めるもののほか、ホームページ広告に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。